平 池 土 地 改 良 区 定 款

第１章　　総　　則

（目　　的）

第１条　　この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第２条　　この土地改良区は、平池土地改良区という。

２．　この土地改良区の認可番号は、香川県土改第 22 号である。

（地区）

第３条　　この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち、土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く）とする。

市町名	町名又は大字	字　　名	地　　域
高松市	太田上町	松ノ内 上原 今原 東原	の内土地原簿に係る土地
〃	多肥上町	井手上 南原 北原 西原 中所 前邸	の内土地原簿に係る土地
〃	出 作 町	西原 東原 西久保 前原	の内土地原簿に係る土地
〃	三 名 町	東原 新田	の内土地原簿に係る土地
〃	仏生山町	野上 神宮寺 大塚 猪塚 佐古	を除く土地原簿に係る土地
〃	香川町浅野	平池尻	の内土地原簿に係る土地

（事業）

第４条　　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款及び規約、管理規定及び利水調整規程の定めるところにより次に掲げる土地改良事業を行う。

（１）地区内に溜池（出水を含む）かんがい施設の新設及び維持管理

（２）かんがい用排水施設及び農道の新設改良並びに維持管理

（３）農地の保全又は利用上必要な施設の新設及び維持管理

（４）前各号の施設に係る災害による復旧事業

２．この土地改良区は、県営事業等によって造成された施設を管理委託される場合はこれを受託する。

３．この土地改良区は、第１項第１号、２号及び３号の事業に附帯し、その事を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用することができる。

（事務所の所在地）

第５条　　この土地改良区の事務所は、高松市仏生山町乙４５番地４に置く。

（公告の方法）
第６条　　この土地改良区の公告は、事務所の掲示板及び土地改良区の地区の属する市町の事務所に掲示する。

第２章　　会　　議

（総代会）
第７条　　この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数及び選挙区）
第８条　　総代の定数は３５人とし、全地区を一区とする。

（総代の選挙）
第９条　　総代は、組合員が総代会外においてこれを選挙する。
２．　この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属総代選挙規程で定める。

（総代の任期）
第 10 条　　総代の任期は４年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第４項において準用する法第 29 条の３第１項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。
２．　前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）
第 11 条　　総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（通常総代会の時期）
第 12 条　　この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度１回３月とする。

（組合員の請求による会議招集）
第 13 条　　組合員が総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を示したときは、理事はその請求があった日から 20 日以内に総代会を招集しなければならない。

（議決方法の特例）
第 14 条　　総代会においては、定款の変更、土地改良事業の設定及び変更、規約の設定変更及び廃止、利水調整規程の設定変更及び廃止、借入金の借入、合併並びに解散その他重要な事項を除いて急施を要することが明白である事項に限り、

あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 15 条　経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の３分の１以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第 16 条　総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第３章　役　員

（役員の定数）

第 17 条　この土地改良区の役員定数は、理事 11 人及び監事４人とする。

２．　前項の監事定数のうち、１人は法第 18 条第７項各号の全てに該当する者とする。

（役員の選任）

第 18 条　役員は、総代が総代会において選任する。

２．　この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

（理事長及び副理事長）

第 19 条　理事は、理事長１人、副理事長１人を互選するものとする。

第 20 条　理事長はこの土地改良区を代表し、理事会の決定に従い業務を処理する。

２．　副理事長及び理事は、あらかじめ互選により定められた順序に従い理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

（事務の決定）

第 21 条　この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な業務については理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第 22 条　監事は、少なくとも毎事業年度２回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

２．　監事についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第 23 条　　役員の任期は４年とし、総代会において選任された役員の就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の３第１項及び第 134 条第２項の規定によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

２．　前項ただし書に規定する選任が役員の全員にかかる時は、その任期は前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第 24 条　　理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。

第４章　　経費の分担

（経費分担の基準）

第 25 条　　第４条第１項各号の事業に要する経費並びに運営に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、地区内にある土地につき次の基準により賦課する。

（１）土地改良区の運営に要する経費は地区内の土地につき地積割とする。
ただし、上成出水掛については、本掛の 40％を組合員に対し賦課する。

（２）その他の事業に要する経費については、当該事業の施行に係る土地につき地積割とする。

（分担金）

第 26 条　　この土地改良区は、法第 90 条の規定に基づき、県営土地改良事業によって直接利益を受ける地域について分担金を負担する。

（賦課徴収の方法）

第 27 条　　前２条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の履行）

第 28 条　　夫役を賦課された者は、その便宜に従い本人自らこれにあたり又は、代人をもってこれを履行することができる。

２．　前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（督促）

第 29 条　　法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第 30 条　　第 25 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合

には、その滞納の日数に応じ金 100 円につき 1 日４銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料 100 円を過怠金として徴収する。

２．　前項の滞納金又は過怠金を市町が処分する場合には、更にその徴収金額の 100 分の４に相当する額を過怠金として徴収する。

３．　前２項の過怠金は特別の理由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第５章　　雑　　則

（事務局及び委員会）

第 31 条　この土地改良区の事務を処理するため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として事務局を置く。

２．　この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

３．　理事会は前２項の規定する事務局又は委員会ごとに担当理事を定める。

（加入金）

第 32 条　新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

２．　前項の加入金の額は総代会の議決により定める。

（賦課金以外の徴収金についての過怠金）

第 33 条　前条の規定による加入金、法第 43 条第２項の規定の決済により徴収すべき金銭については第 30 条の規定を準用する。

（基本財産）

第 34 条　この土地改良区に基本財産を設けることができる。

２．　前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

（財産分配の制限）

第 35 条　この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

（残余財産の帰属者）

第 36 条　この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

２．　前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

（事業年度）

第 37 条　　この土地改良区の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（委任）

第 38 条　　この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附　　則

１．この定款は昭和 26 年３月 19 日より施行する。

２．この定款は昭和 54 年７月より施行する。

３．この定款は昭和 60 年８月２日より施行する。

４．この定款は平成 10 年５月 15 日より施行する。

５．この定款は平成 22 年５月 14 日より施行する。

６．この定款は令和２年８月 31 日より施行する。

（土地改良法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 43 号）の経過措置を準用する）

７．この定款は令和８年４月 20 日より施行する。